

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2025年(令和7年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 令和7年度に受付した苦情申立ての件数及び処理状況

苦情申立ての件数	処理の状況	
	調査が終了したもの	調査継続中のもの
2	1	1

3 オンブズマンの発意に基づく調査の件数

調査件数 0件

4 苦情申立ての内容及び処理の状況

経年劣化した構造物に配慮した工事・補償対象外の周知について
(市の業務に不備の無かったもの)

【 苦情申立ての内容 】

水道管布設替工事で自宅の石積擁壁が影響を受けたので、担当課に連絡をしたところ、経年劣化した構造物は補償外であると口頭で回答があった。工事開始前にポストに投函されていた「工事のお知らせ」と題する書面には、経年劣化した構造物は補償外となる旨の記載はなかった。

工事の実施にあたっては、このような構造物に配慮し、影響を与えないよう施工する必要があるのではないかと。また、トラブルを防止するため、工事前の配布書面に経年劣化した構造物は補償外であることを明記し、関係者に了承を得るべきではないかと。

【 調 査 結 果 】

・仮に、本件工事により近隣住民宅の門扉、塀、建物などに亀裂などの損傷が発生したのが事実であるとすれば、国家賠償法等の関係法令に基づき、たとえ経年劣化したものであったとしても補償の対象になる可能性がある。担当課職員が明らかに法の趣旨に反するような説明をするとも考えにくい。また、担当課も、水道工事の影響により発生した被害であれば、経年劣化したものであっても補償の対象とするとの考えであり、苦情申立人に対し、「経年劣化した構造物は補償外という説明はしたことはない。」との弁明をしている。しかしながら、担当課から口頭での上記説明があったとの主張を裏付ける資料は、苦情申立人の供述以外にはないことからしても、上記説明をしたとの事実を認定することは困難であることから、苦情申立人の主張する「工事のお知らせに経年劣化した構造物は補償外であることを明記しておくべき」との配布書面への記載については、採用することはできない。

・また、平成 27 年 3 月時点での Google マップのストリートビュー写真によれば、石積擁壁のひび割れが既に発生していたようであり、本件工事後において、それが顕著に拡大しているようにも見受けられない。石積擁壁の損傷についても、本件工事との因果関係を認めるに足りる確たる資料が見当たらない。なお苦情申立人は、2 層アスファルトの下部にあたる路盤の転圧不足など本件工事の施工方法に問題があった旨指摘するも、担当課は、本件工事後、苦情申立人及び近隣住民からも、道路の凹凸による振動についての改善要望を受け、抜本的な改善を図るため、継ぎ舗装となっていた箇所について、約 100m の全面復旧舗装（令和 7 年 5 月 20 日に舗装工事を完了）を実施。また、苦情申立人からの要請に従い、①令和 7 年 3 月 26 日と②5 月 28 日の 2 回にわたって苦情申立人宅や近隣地における振動計測調査を実施。②の計測結果、5 月 20 日に完了した舗装工事の後においては苦情申立人宅の数値は①時点調査結果と比べ有意に減少しており、該当箇所については既に舗装工事がされたことで、現時点では解決済みである。

■ 結論

このように、担当課は苦情申立人に対し、真摯に対応してきていると認められる。そのほかにも、担当課の対応に特段問題となるような点は見当たらず、本件に係る担当課の対応には特段の問題はなかったというべきである。